

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンについて

～高齢者を狙う悪質商法 みんなのチカラで見逃すまい！～

関東甲信越ブロックの1都9県6政令指定都市1団体※では、悪質商法による高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年9月を「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間」と定めています。

茨城県消費生活センターでは、県警察本部及び県内市町村と連携して「特殊詐欺被害防止」についても啓発活動を実施しますので、当活動の周知について御協力をいただきますようお願いいたします。

実施期間：令和8年9月

※関東甲信越ブロック(1都9県6政令指定都市1団体)

茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市、国民生活センター

1 共同キャンペーン参加機関共通の取り組み

・ポスターの掲示（各施設へ配布）

キャンペーン期間中、警察署・郵便局・銀行・病院・集客施設等にポスターを配布し、高齢者の見守りの大切さや相談窓口の周知を図ります。

【キャンペーン用ポスター】



・リーフレットの配架（各施設への配布）

キャンペーン期間中、悪質商法の手口と、高齢者本人及び周囲の気づきや対応のポイントを解説したリーフレットを高齢者関連施設・市町村等で配布します。

【キャンペーン用リーフレット】

〈表面〉



〈中面〉



2 茨城県消費生活センター独自の取り組み

・高齢者特別被害相談の実施

キャンペーン期間中、茨城県消費生活センターでは以下の日程で高齢者特別被害相談を実施します。高齢者本人だけでなく、家族やホームヘルパーなど周りの方の「気づき」による相談も受け付けて、被害の未然防止を図ります。

（「令和7年度 茨城県内消費生活センター等における苦情相談状況」は、別紙資料を参照。）

日時 9月24日（木）・9月25日（金） 午前9時から午後5時まで
電話番号 029-225-6445
場所 茨城県消費生活センター（茨城県水戸市柵町1丁目3番1号）

※なお、この期間以外にも随時御相談をお受けしております。

・交通機関における啓発

キャンペーン期間中、ポスターやステッカーを交通機関へ配布し、高齢者の見守りの大切さや相談窓口の周知を図ります。

【キャンペーン用ステッカー】

▷バス会社へのポスターの配布

路線バス車内におけるポスターの掲示による啓発

▷タクシー会社へのステッカーの配布

タクシー車内におけるステッカーの掲示による啓発
（配布エリア：県内全交通圏）



・パネル展の開催

高齢者向け悪質商法被害防止に関するパネル展を開催します。

場所 茨城県立図書館（水戸市三の丸1丁目5番地38号）

期間 9月9日（水）から9月17日（木） ※期間中の休館日：9月14日（月）

・ホームページや SNS 等での啓発

▷県ホームページに特設ページを開設

▷X公式アカウント「いばらき消費生活なび」による情報発信

▷新聞・ラジオ・広報誌（ひばり）による啓発

▷メールマガジンの発行

▷出前講座の実施

ホームページ特設ページ



X 公式アカウント
「いばらき消費生活なび」



3 県内市町村消費生活センターの取り組み

広報紙による啓発や県内スーパーマーケットの敷地内での街頭啓発によるリーフレット等の配布、出前講座などを実施します。詳しくは、上記ホームページ特設ページを御覧ください。

【本件に関するお問合せ先】

茨城県消費生活センター

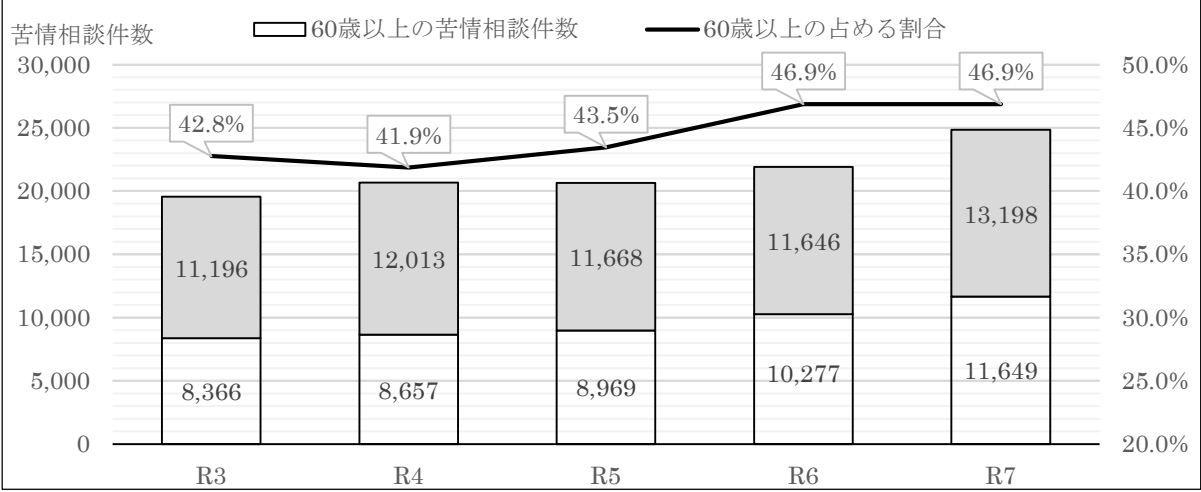
広報・統計担当：鈴木（尚）

TEL：029-224-4722 FAX：029-226-9156

茨城県内消費生活センター等における高齢者の苦情相談状況（令和7年度）

令和7年度中に、茨城県内の消費生活センター等に寄せられた高齢者（60歳以上）からの苦情相談件数は11,649件で、全苦情相談件数の46.9%を占めています。

＜苦情相談件数の推移＞



年度	全苦情相談件数	うち 60 歳以上	
		苦情相談件数	割合
令和 3 年度	19,562 件	8,366 件	42.8%
令和 4 年度	20,670 件	8,657 件	41.9%
令和 5 年度	20,637 件	8,969 件	43.5%
令和 6 年度	21,923 件	10,277 件	46.9%
令和 7 年度	24,847 件	11,649 件	46.9%

＜主な商品・サービス等の苦情相談件数＞

分 類	苦情相談件数 (令和7年度)	主な相談事例
商品一般 (商品を特定できない不 審な電話勧誘や架空請 求など)	1,534 件	自宅の固定電話に音声ガイダンスで「2 時間後に この電話は使えなくなる。」という不審な電話が あった。すぐに電話を切ったが、本当に使えなく なるのか心配だ。
役務その他サービス	615 件	「分電盤の無料点検をする」という電話がかかっ てきたので訪問を承諾した。不審なので訪問を断 りたい。
工事・建築	601 件	自宅に訪問してきた業者に「屋根を無料で点検す る」と言われ、点検を依頼した。点検後に「今す ぐ屋根工事をした方がよい」と勧められ契約し た。契約内容や費用が高額で不審である。解約し たい。
その他健康食品	429 件	SNS 広告の「定期縛りなし。1 回のみお試し 500 円」のサプリメントを 1 回限りと思って注文した が、商品が届き定期購入だと分かった。解約した い。
インターネット接続 回線	360 件	「光回線にすると料金が安くなる」と電話勧誘が あり契約したが、月々の請求料金が高くなった。 もとに戻したい。

＜高齢者からの相談割合が多い特徴的な苦情相談＞

○点検商法に関する苦情相談

全苦情相談件数	うち 60 歳以上	
	苦情相談件数	割合
1,359 件	1,118 件	82.3%

点検商法とは

分電盤や屋根、給湯器などを無料で点検すると言って訪問し、このままでは大変なことになるなどと不安をあおって高額な契約を結ばせようとする手口

主な相談事例

- ・分電盤の無料点検に来た業者から、「古いので交換した方がいい」と言われて契約したが、高額で不審だ。クーリング・オフしたい。
- ・「ガス給湯器の点検をする」と自宅に電話があり、家族が応じてしまった。断りたいが業者の連絡先がわからない。

○定期購入に関する苦情相談

全苦情相談件数	うち 60 歳以上	
	苦情相談件数	割合
2,066 件	1,265 件	61.2%

主な相談事例

- ・「初回お試し」「回数縛りなし」という SNS の広告を見て、1 回限りと思ってしわ取りクリームを購入したところ、2 回目の商品が届き定期購入となっていることが分かった。解約したいが、高額請求されて困っている。
- ・通販で定期購入した健康ドリンクを飲んだところ体調を崩した。解約したいが業者と連絡がつかない。

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン



茨城県消費生活センター

消費生活相談 ☎ 029-225-6445

いばらき消費生活ナビ

検索



最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

消費者ホットライン 局番なし ☎ 188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県警察本部

警察相談専用電話 ☎ #9110

お金・キャッシュカードを要求する電話・メールなどを受けたら**110番!**
いつも電話を留守番電話設定にして、サギや悪質商法の電話をブロック!

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体や、ハガキなど文書で通知します。



クーリング・オフの手続き (メール等の場合)

契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(例外もあります)に通知します。

送信したメールは大切に保存してください。
ウェブサイトの専用フォーム等は、画面を
スクリーンショットし、大切に保存してください。

支払った代金は全額返金されます。
商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合も、メールの記載例と同内容を
記載し、両面をコピーします。「特定記録郵便」など発信記録が
残る方法で送り、コピーは大切に保管してください。

■メールの記載例

宛 先 :xxxx@xxxx.co.jp

件 名 :クーリング・オフ通知

〇〇〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。 あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし ☎ **188** 最寄りの
消費生活相談窓口を
ご案内します
相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです) ※通話料はいずれも有料です
〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付 月～金曜日:午前9時～午後5時
時間 日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

☎ **029-225-6445**

いばらき消費生活ナビ

検 索



消費生活センターとは？

消費生活センターでは、消費者が商品
を購入したり、サービスを利用した際の
販売方法・契約・品質・価格など、消費者
と事業者間のトラブルに関して、専門の
消費生活相談員が解決のための助言、
あっせん(消費者が当事者として事業者
と交渉する際の手助け)、情報提供など
を行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど
周りの人からの相談や問い合わせも
受け付けています。

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者を狙う悪質商法 みんなのチカラで見逃すまい!!



消費者
ホットライン 局番なし ☎ **188**

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

最寄りの
消費生活相談窓口を
ご案内します

消費生活相談 ☎ **029-225-6445**

茨城県消費生活センター

警察相談専用電話 ☎ **#9110**

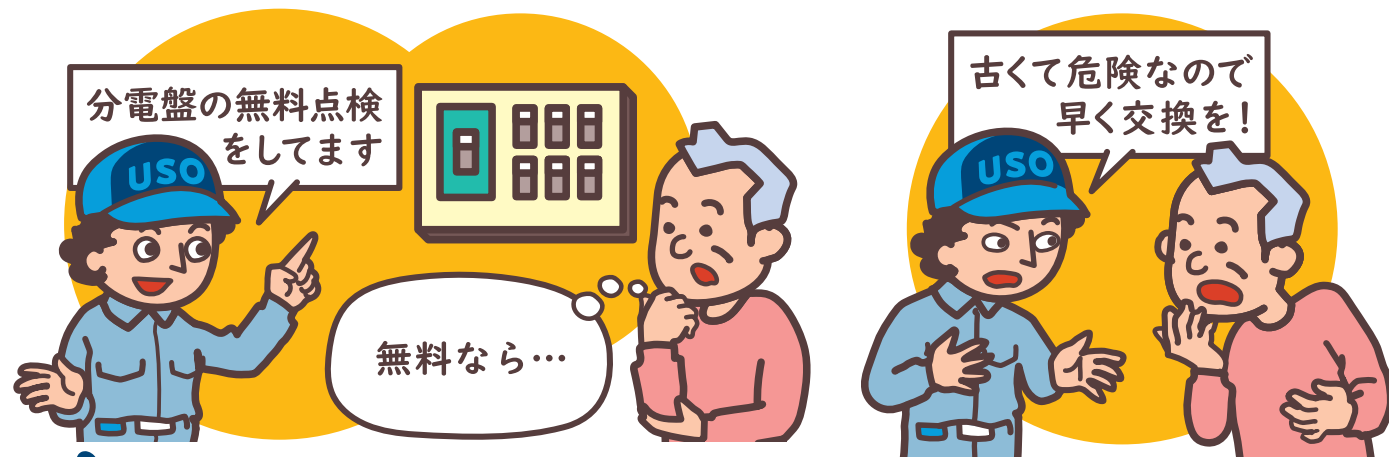
お金・キャッシュカードを要求する
電話・メールなどを受けたら**110番!**

茨城県警察本部

「おかしい?」と思ったら、すぐ相談!

点検商法

「早く交換した方がいい」など
不安をあおられ契約を迫られた!



- 点検と言われたら、相手の身元を確認する。
- 契約を迫られても、その場で判断しないで、消費生活センターや身近な人に相談する。

⚠ 給湯器・リフォーム(外壁・床下・屋根)などでも同様のトラブルがあります。

みんなで悪質商法を見逃すまい!

通信販売トラブル

「1回だけ」のつもりで購入したら、
「定期購入」だった!



- SNSや動画配信サービス等の「安さ」「お得」「お試し」を強調した広告に注意する。
- 購入・返品条件をよく確認してから注文する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット*で保存する。*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。



架空・不当請求

身に覚えのない
請求をされた!



- 見覚えのない電話番号には出ない。
- 住所、氏名、生年月日などの個人情報教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。
- 防犯機能付電話機の活用も有効。

⚠ 実在する事業者や公的機関をかたるショートメッセージ、電子メールを送りつける手口もあります。



不用品買い取り トラブル

売るつもりのないもので
持っていかれてしまった!



- 希望条件と異なる場合は、きっぱりと断る。
- 売るつもりのない品物は見せない。
- 不用品の処分は、自治体が提供する窓口や一般廃棄物処理業の許可業者に依頼する。

⚠ 不用品処分の契約でもトラブルが増加しているので注意しましょう。



- 見慣れない人が出入りしていませんか。
- 見慣れない契約書・請求書がありませんか。

- 宅配便など、荷物が頻繁に届いていませんか。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。



関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン



最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

消費者ホットライン 局番なし ☎188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

消費生活相談 ☎029-225-6445

いばらき消費生活ナビ

検索

